

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和5年度）

住 所 富山市桜町1丁目1番36号

事業者名 富山地方鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 中田 邦彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
全駅	円滑な乗降が行えるよう、駅施設の点字ブロック等の動線点検の実施。	駅設備の整備状況を調査し、現状把握を行った。

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅係員の設備を利用した役務の提供	<ul style="list-style-type: none"> 車いすご利用のお客様の円滑な乗降補助として、ホームと車両の隙間及び段差に対し携行式スロープを活用し乗降補助を行っている。 聴覚障害者に対して、筆談器具の準備と活用を行っている。 	計画通り実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗車補助サービスの提供	高齢者や障害者等の乗降支援の教育訓練を継続的に実施し支援体制の更なる向上を図る。(2023年度)	計画通り実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅施設のウェブ掲載の拡充 ・運行情報の音声	<ul style="list-style-type: none"> 駅設備のバリアフリー状況等の情報を沿線自治体等のウェブサイト等への掲載を依頼し、情報の拡充を行う。(2023年度) 遅延時・緊急時等において無人駅への遠隔放送による音声案内を実施する。(2020~2023年度) 	計画通り実施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の技術向上	<ul style="list-style-type: none"> 全乗務員を対象とした接客向上やマナー研修を実施し、各駅の運転手の接客の状況を把握し、指導を実施する。(2023年度) 全乗務員を対象に、国土交通省が定める交通事業者向け接客研修プログラムに準拠した研修を実施する。(2023年度) 	計画通り実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
掲出物による啓発	・ 駅構内に、国土交通省作成の「視覚障害者への声掛けサポート」のポスターを掲出し、ご利用者に対する配慮についての活動を行っている。(2023年度)	計画通り実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・ メールや電話で寄せられる利用者の意見や苦情を社内で共有するとともに、改善に活用する。
- ・ 鉄軌道部営業課をバリアフリーの主管課として、社として推進体制を構築し、計画的に進めていく。
- ・ 障害当事者の意見を聞く場を設け、重要な案件があれば、社内会議で取り上げ、対応等を検討する。

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページで公表する。

(4) その他

当社の中期事業計画及び沿線自治体が掲げる地域公共交通計画等と関連し計画する。

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

（令和6年3月31日現在）

鉄道駅の名称	路線名	所在地 都道府県 市町村	一日当 たりの 利用者 数	有人駅 、無人 駅の別	公共交 通移動 等円滑 化基準 適合の 有無	段差へ の対応	プラット ホーム の数	段差が解 消されて いるプラ ットホー ムの数	エレベ ーター の設置 基数	エスカ レーター の設置 基数	その他 の昇降 機の設 置基数	傾斜路 の設置 箇所数	視覚障 害誘導 用プロ ックの 設置の 有無	案内設 備の有 無	障害者 対応型 便所の 設置の 有無	障害者 対応型 改札口 の設置 の有無	障害者 対応型 券売機 の設置 の有無	車椅子 利用者 の円滑 な乗降 が可能 なプラ ットホ ームの 数	転落防 止のた めの設 置の有 無			
駅	線	富山県	人						基 ()	基 ()	基	箇所 ()										
電鉄富山駅	本線	富山市	8,673			○	2	2	1	1						×	○	×	2	○		
稲荷町駅	本線 不二越線	富山市	1,069					3								×	○	×				
新庄田中駅	本線	富山市	736	○		○	1	1				1			—	—	—	1	○			
東新庄駅	本線	富山市	979	○			2	1				1			×	×	×					
越中荏原駅	本線	富山市	2,134	○		○	1	1				1			○	○	×					
越中三郷駅	本線	富山市	407	○			2								×	×	—					
越中舟橋駅	本線	中新川郡 舟橋村	656	○			2	1				1			×	○	—					
寺田駅	本線 立山線	中新川郡 立山町	286				3								×	×	—					
越中泉駅	本線	中新川郡 立山町	24	○			1								—	—	—					
相ノ木駅	本線	中新川郡 上市町	75	○			1								—	—	—					
新相ノ木駅	本線	中新川郡 上市町	368	○		○	1	1				1			○	—	—		○			
上市駅	本線	中新川郡 上市町	1,261			○	2	2							×	×	×					
新宮川駅	本線	中新川郡 上市町	133	○		○	1	1				1			×	—	—					
中加積駅	本線	滑川市	171	○			2								—	—	—					
西加積駅	本線	滑川市	83	○			1								—	—	—					
西滑川駅	本線	滑川市	382	○			1								×	×	—					
中滑川駅	本線	滑川市	168	○		○	1	1				1			○	○	—					
滑川駅	本線	滑川市	198	○			1								—	—	—					
浜加積駅	本線	滑川市	47	○			1								—	—	—					
早月加積駅	本線	滑川市	35	○			2								—	—	—					
越中中村駅	本線	滑川市	8	○			1								—	—	—					
西魚津駅	本線	魚津市	115	○			2								×	—	—					
電鉄魚津駅	本線	魚津市	226	○		○	1	1	1						○	○	—		○			
新魚津駅	本線	魚津市	519	○			1								×	×	×					
経田駅	本線	魚津市	272	○			1								○	—	—					
電鉄石田駅	本線	黒部市	104	○			2								○	—	—					
電鉄黒部駅	本線	黒部市	212				2								×	○	×					
東三日市駅	本線	黒部市	149	○			1								×	×	—					
狹生駅	本線	黒部市	248	○		○	1	1				1	○		○	—	—	1	○			
長屋駅	本線	黒部市	7	○			1								—	—	—					
新黒部駅	本線	黒部市	389	○		○	1	1				1	○		○	—	—	1	○			
舌山駅	本線	黒部市	49	○			2								—	—	—					
若栗駅	本線	黒部市	30	○			1								—	—	—					
栃屋駅	本線	黒部市	119	○			1								×	—	—					
浦山駅	本線	黒部市	114	○			1								×	—	—					
下立口駅	本線	黒部市	45	○		○	1	1				1			—	—	—					
下立駅	本線	黒部市	33	○			1								—	—	—					
愛本駅	本線	黒部市	24	○			1								—	—	—					
内山駅	本線	黒部市	33	○			2								—	—	—					
音沢駅	本線	黒部市	23	○			1								—	—	—					
宇奈月温泉駅	本線	黒部市	584			○	1	1	2						○	○	×	1	○			
稚子塚駅	立山線	中新川郡 立山町	156	○			1								—	—	—					
田添駅	立山線	中新川郡 立山町	64	○			1								—	—	—					
五百石駅	立山線	中新川郡 立山町	710	○		○	2	2				3			○	○	×		○			
榎町駅	立山線	中新川郡 立山町	237	○			1								×	—	—					
下段駅	立山線	中新川郡 立山町	119	○			1								×	—	—					
釜ヶ淵駅	立山線	中新川郡 立山町	140	○			1								×	—	—					
沢中山駅	立山線	中新川郡 立山町	29	○			1								—	—	—					
岩嶺寺駅	立山線 上滝線	中新川郡 立山町	320	○			3								○	×	—					
横江駅	立山線	中新川郡 立山町	3	○			1								—	—	—					
千垣駅	立山線	中新川郡 立山町	17	○			1								×	—	—					
有峰口駅	立山線	富山市	18	○			1								×	—	—					
本宮駅	立山線	富山市	15	○			1								×	—	—					
立山駅	立山線	中新川郡 立山町	471	○		○	2	2							×	○	×					
柴町駅	不二越線	富山市	201	○		○	1	1				1	○		—	—	—	1	○			
不二越駅	不二越線	富山市	433	○		○	1	1				1			—	—	—					
大泉駅	不二越線	富山市	342	○			1								×	—	—					
南富山駅	不二越線 上滝線	富山市	1,048				1								○	×	×					
朝菜町駅	上滝線	富山市	234	○			1								—	—	—					
上堀駅	上滝線	富山市	410	○			1								—	—	—					
小杉駅	上滝線	富山市	624	○			1	1				1			—	—	—					
布市駅	上滝線	富山市	151	○			1								×	—	—					
開発駅	上滝線	富山市	292	○			1								—	—	—					
月岡駅	上滝線	富山市	193	○			1								—	—	—					
大庄駅	上滝線	富山市	366	○			1								×	—	—					
上滝駅	上滝線	富山市	270	○			1								×	—	—					
大川寺駅	上滝線	富山県 富山市	41	○			1								×	—	—					
(合計) 計 駅							60駅	6駅	16駅	87	23	4基 (4)	1基 (1)	基	16箇所 (16)	3駅	駅	12駅	10駅	0駅	7	9駅

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第2号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーター設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。